

【変更届(車両)添付書類の留意事項】

○ 変更内容の記載について

車両を変更する場合は以下を参照に、廃止した事業又は変更した事項の内容欄に全車両を記載すること。その際、追加した車両及び削除した車両はその旨を明記すること。なお、当該欄に全車両の記載が困難な場合は新旧対照表（自由様式）を添付すること。

(記載例)

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	山口10あ1000 山口10あ1003（追加）	山口10あ1000 山口10あ1001（削除） 山口10あ1002（削除）

○ 追加した車両（船舶）の写真について（次ページ参照）

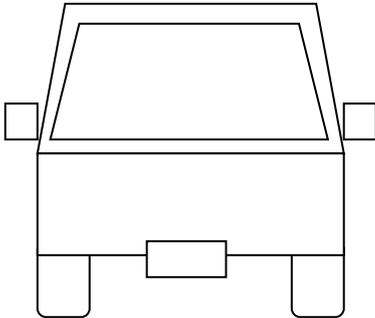
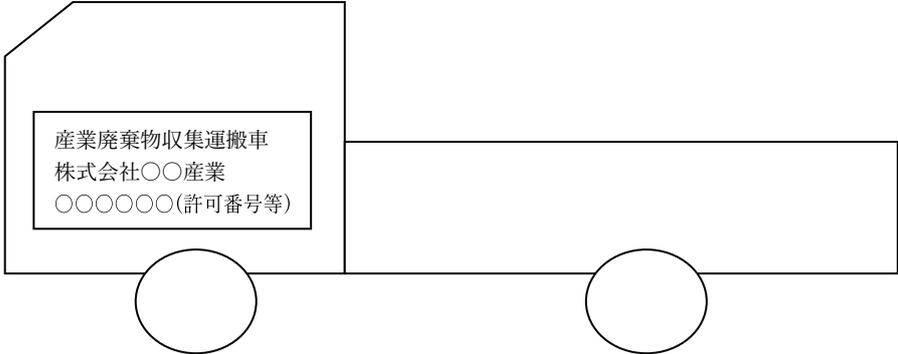
- ・真正面及び真横の2方向から撮影したもので、車両（船舶）全体が確認でき、かつ車両（船舶）番号が判読できるものとする。
- ・車両（船舶）の表示（「産業廃棄物収集運搬車」（「産業廃棄物収集運搬船」）、事業者名、許可番号）が確認できること。
- ・撮影した写真の縦横比は変更しないこと。

○ 車両の車検証について

- ・追加する車両の「自動車検査証」又は「自動車検査証記録事項」のコピーを添付すること。
- ・所有者欄及び使用者欄がいずれも申請者と異なる場合は、車両所有者又は使用者と申請者間のリース契約が確認できるもの（賃貸契約書、使用承諾書等）を添付すること。

(記載例)

運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号	普通トラック 山口 10 あ 1003 2t
前 面 写 真	 <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の前面（真正面）を撮影すること。・ナンバープレートが確認できること。
側 面 写 真	 <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の側面（真横）を撮影すること。・名称等の車体の表示が確認できること <p>（「産業廃棄物収集運搬車」、「事業者名※屋号不可」、「許可番号等（許可番号の下6けた）」が表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。</p> <p>撮影 (元号) 〇年〇月〇日</p>

※車検証に関する注意事項

「自動車検査証」又は「自動車検査証記録事項」のコピーを添付すること。

様式 (次頁)

運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号			
前 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の前面（真正面）を撮影すること。 ・ナンバープレートが確認できること。 		
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の側面（真横）を撮影すること。 ・名称等の車体の表示が確認できること <p>（ 「産業廃棄物収集運搬車」、「事業者名※屋号不可」、 「許可番号等（許可番号の下6けた）」が表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。</p>		
	撮影		

※車検証に関する注意事項

「自動車検査証」又は「自動車検査証記録事項」のコピーを添付すること。

○ 提出先について

提出先は廃棄物に関する窓口 ([廃棄物に関する窓口 - 山口県ホームページ](#)) を参照すること。